大阪府監査委員告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、 同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成22年10月27日

大阪府監査委員 磯部洋同赤木明夫同川合通夫同光澤忍

1 委員意見に対する措置

(備品及び契約の管理について)

| 監査対象機関名 | 財団法人大阪府地域福祉推進財団 | |
|---|--|--|
| 監査実施年月日 | 平成22年2月16日及び17日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| 施設の指定管理者と年度末で当該指定を統定進センターに係品の管理において不管理に問題がある等のこれらは、指定管理において、適正な事務において、適正な事務 | 域福祉推進財団は、大阪府から複数の公のして指定されていたが、そのうち、平成20解除されることとなった大阪府立障害者交る引継ぎ事務について調査したところ、備適正な事案、また契約事務についてリスクの事案があった。 理に係る基本的な業務にかかわる事項であことがないよう、他の指定管理を行う施設と対行に努められたい。 大阪府福祉部に係る意見ともする。) | (備品の管理について) 指定管理事業における貸与備品については、現物確認をした上で良好に 管理するよう、また、備品の廃棄時には貸与者と綿密に調整し、報告を行 うなど、関係職員に対して再度周知徹底しました。 今後は、同様の事案が生じることのないよう、施設管理運営業務基本協 定書及び施設管理運営業務委託契約書に基づき、適正な事務執行に努めま す。 (契約事務について) 指定管理事業における契約事務の適正な管理について、関係職員に対し て再度周知徹底するとともに、同様の事案がないことを確認しました。 今後は、指定管理期間を踏まえた契約締結の原則化及び契約内容の明確 化を図るなど、リスク管理の徹底及び適正な事務執行に努めます。 |

(備品及び契約の管理について)

| (偏品及び契約の管理について) | | |
|---|--|---|
| 監査対象機関名 | 福祉部 | |
| 監査実施年月日 | 平成22年2月16日及び17日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| 施設の指定管理者と 年度末で当該指定を 流促進センターに係る 品の管理において不証 管理に問題がある等の これらは、指定管理 り、今後このような、 において、適正な事務 | 成福祉推進財団は、大阪府から複数の公のして指定されていたが、そのうち、平成20解除されることとなった大阪府立障害者交易引継ぎ事務について調査したところ、備適正な事案、また契約事務についてリスクの事案があった。 理に係る基本的な業務にかかわる事項であことがないよう、他の指定管理を行う施設務執行に努められたい。 実験行に努められたい。 | (備品の管理について) 大阪府立障害者交流促進センターにおいて引き継いだ備品について、現物と台帳との確認作業を行い、備品出納簿上の修正・追記を行うことで、適正な管理を実施するようにしました。 なお、今後、他の指定管理を行う施設においては、指定管理者に対して、施設管理運営業務基本協定書及び施設管理運営業務委託契約書に基づき、貸与備品については、現物確認を実施した上で良好に管理するよう指導するとともに、廃棄時には貸与者である大阪府と綿密に調整し、報告を行うなど、適正な事務執行に努めるよう指導します。 (契約事務について) 大阪府立障害者交流促進センターは、平成21年度から府の直営としましたが、各業者と府との間で適正に契約の継承及び契約の再締結を行いましたので、ご指摘の財団におけるリスクについては解消されました。なお、今後、他の指定管理を行う施設においては、指定管理者に対して、契約事務に当たり、指定管理期間を踏まえた契約締結の原則化及び契約内容の明確化を図るなど、リスク管理の徹底及び適正な事務執行に努めるよう指導します。 |

(通勤手当の認定事務について)

| 監査対象機関名 | 地方独立行政法人大阪府立病院機構 | |
|---------|---------------------------|-------|
| 監査実施年月日 | 平成21年11月16日から平成22年1月15日まで | |
| 監査の結果 | | 措置の状況 |

地方独立行政法人大阪府立病院機構では、現に通勤手当を支給されている職員について、支給要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを、定期券等の提示を求める等で事後の確認をしておらず、有効な内部統制が運用されていなかった。

監査において任意に選択した職員について、定期券等の提示を求めたところ、提示できない事例が見られたため、職員の通勤手当支給に関して、支給要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを確認できなかった。今後は、実情に即した有効な内部統制を整備運用され、当該事例が発生しないように努められたい。

通勤手当の事後確認について、平成22年4月14日に通勤手当の適正な運用について周知を図るとともに、通勤手当支給対象者に定期券等の提示を求めました。

今後も、定期券等の提示を求めるなど、事後確認の実施を徹底するとともに、勤務実態に即した適正な通勤手当支給に努めます。

(平成20年度決算について)

| 監査対象機関名 | 大阪府職業能力開発協会 |
|---------|------------------------|
| 監査実施年月日 | 平成21年11月10日から同年12月4日まで |

監査の結果

大阪府職業能力開発協会の平成20年度の決算は、退職手当積立金の積立額が適正ではなく、退職給与引当金が計上されていないため、正味財産額が過大となっていることや、一般会計の「立替金」が精算されていないなど、協会の財政状態を適正に反映しているとは認められず、再度平成20年度の決算をやり直すべきである。

また、自主調査の結果、資金管理口座の残金や文書整理箱から見つかった現金類についても、平成21年度の決算において適切に処理されたい。

その上で、今後の適正な業務運営と再発防止のため、必要な規程の整備や相互チェック体制を構築されたい。

措置の状況

適正な財政状況を明らかにするため、平成**22**年6月の総会において、下記について説明を行い承認を得ました。

(決算関係の修正について)

- ア 平成20年度退職手当引当金積立特別会計の決算修正を行い、貸借対 照表等に退職手当引当金の負債計上を行いました。
- イ 資金管理口座の残金については、平成20年度受託事業特別会計の決 算修正を行い、現金預金の資産計上と未払金の負債計上を行ったうえ で、平成21年度決算において受託事業特別会計「未払金」と一般会計 「立替金」の相殺処理を行いました。

また、その他の現金類については平成21年度決算において雑収入として処理しました。

(適正な会計処理と再発防止)

- ア 公認会計士の指導、助言を受け、会計責任者、出納員の必置、帳簿 と現金預金残高の照合及び試算表の作成と役員への月次報告を義務付 けた新たな「会計規程」を4月1日から施行し、相互チェック体制の 構築に努めました。
- イ 職員の意識改革のため、コンプライアンスと会計処理について大阪 府職員による研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組み ました。

引き続きこうした取組を行い、適正な事務処理と会計処理が徹底されるよう努めます。

(長期保有農地の早期処分について)

| 監査対象機関名 | 財団法人大阪府みどり公社 | |
|--------------------------|--|--|
| 監査実施年月日 | 平成15年10月28日から平成16年1月16日ま | で |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| 体の育成等を図るため 売渡しが進まず、売却 | は、農地の集積により安定的な農業経営 積極的に実施されてきたが、保有農地の 損や含み損が発生している。今後は、損 う、購入者の募集方法に検討を加えるな れたい。 | (長期保有農地の早期処分について) 現在、公社の長期保有農地となっている物件は、平成16年度に延納特約付きで契約した区画を平成19年度に契約解除したことにより生じたものが一区画あります。 当該区画は面積が大きく処分が困難なため、2筆に分割し、新たな買受先と交渉を進めてきましたが、平成21年度内の契約に至らず、平成22年度早期に成約できるよう取り組んでいます。 |

(工事請負契約における変更契約について)

| 監査対象機関名 | 環境農林水産部(環境農林水産総務課、みどり・都市環境室、農政室) | |
|---------|----------------------------------|--|
| | 農と緑の総合事務所(北部、中部、南河内、泉州) | |
| 監査実施年月日 | 平成21年10月7日から平成22年3月2日まで | |

監査の結果

環境農林水産部農と緑の総合事務所における工事請負契約の変 更契約について調査したところ、変更理由が不当なものや別途契 約を締結すべきであったと言い切れるものはなかったものの、事 前計画や事前の調査・協議・調整等が適切に行われず、結果とし て変更契約に至ったと考えられる事案も多数存在していた。

また、一般競争入札に係る契約については、変更契約の割合が 97.1%に及んでおり、当初契約金額に対する変更契約金額の率が 30%を超える工事については、8件全てが、新たに契約を行うこ となく、変更契約で対応していた。

発注機関の判断のみで変更契約が締結できるシステムが問題であり、部の審査部会等に諮るなど内部統制のための体制整備が望まれる。特に30%を超える変更契約に当たっては、対外的な説明責任を果たす上からも、早急に改善策を検討すべきである。

また、変更契約の透明性を確保するためにも、変更理由については、要素別の変更金額を明らかにするとともに、要点を具体的かつ的確に記述し、記録に残すべきである。

措置の状況

(事前計画や事前の調査・協議・調整等の適切な実施について)

事前計画等をより一層適切に実施するため、「工事・業務チェックリストの運用基準」(平成18年4月1日策定)を平成22年6月16日に一部改正し、各農と緑の総合事務所における審査担当者(課長補佐等)による審査を位置付けるとともに、検査指導課の設計審査時におけるチェックリストの確認や過去の工事の変更要因を踏まえた審査の実施など、事前審査の体制強化を図りました。

(内部統制のための体制整備について)

平成22年7月22日付け部内所属長あて部長通知(請負契約変更にかかる 適正な事務執行について)により、「大阪府請負契約変更事務処理要綱」及 び「環境農林水産部請負契約変更事務処理要領」を周知・徹底するととも に、30%を超える増額となる契約変更は、原則、新たな契約とすることな どを徹底しました。

また、変更契約における手続の適正化を図るため、平成22年6月16日に「工事請負契約における設計変更ガイドライン(素案)」を策定し、試行実施した上で、同年7月22日付けで審査体制をより強化する一部改正を行い、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(以下「ガイドライン案」という。)として、同日施行しました。

ガイドライン案により、各農と緑の総合事務所にて主として重要変更の 案件を審査する「契約変更審査部会」を、また、当初契約金額の30%を超 える変更案件を審査する環境農林水産部「本庁契約変更審査会」を新たに 設置するなど、体制整備を図りました。

(変更理由の具体的かつ的確な記述について)

変更契約の透明性を確保するため、ガイドライン案において変更理由の記述における留意事項を記載するとともに、様式を定め、変更要因、変更理由、変更要因別金額を具体的かつ的確に記述するよう措置しました。

(土地面積のない資産について)

| 監査対象機関名 | 大阪府土地開発公社 | |
|--|---|---|
| 監査実施年月日 | 平成18年10月10日から同月12日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| がないにもかかわらす る資産が存在する。当 に解消するとともに、 | 土の保有資産の中には、帳簿上の土地面積 ド、補償費、事務費、利息が計上されてい 当該資産については、府と協議の上、早期 今後、こうした状況が生じないよう留意 該資産の解消状況等を適切に公表された | (資産解消の取組について) 当該資産については、大阪府において平成18年度から5か年(~22年度)で解消する計画が策定され、平成21年度までに992,886千円(利息分を含む。)の資産の解消が図られたところです。 残る資産についても、大阪府において平成22年度予算で既に措置がなされているところであり、22年度中にすべて解消される予定です。 (今後の発生防止に向けた取組について) 措置済み (解消状況等の公表について) 措置済み |

(内部統制について)

| 監査対象機関名 大阪府住宅供給公社 | |
|---|---|
| 監査実施年月日 平成21年11月5日から同年12月18日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| 賃貸住宅の退去後の修繕において、入居者の決まっていない 住宅を含む98戸の修繕を一斉に実施するとともに、1戸当り平 均100万円を超える高額な補修費を支払うなど、経費支出におい て適正なチェック機能が働いていない事例があったので、内部 統制が有効に機能する体制づくりを検討されたい。 | (経費支出の適正化と内部統制について) 退去後修繕工事は公社が定めた単価で実施されているため、発注は工事 内容を示すのみとしており、事前の修繕費の把握は十分ではありませんで した。 このため、平成22年度からは発注前に業者から見積を徴収し、空家ごと の修繕費を把握したうえで発注する方法に改めました。 |

また、発注額に応じて所長以外にも決裁権者を設定し、適正なチェック を行うことにより効率性・経済性が発揮できるよう事務決裁要綱を改正し ました。

なお、引き続き毎月実施している施設課長会議を通じ、本社として執行 状況、戸当たり価格を適正に管理します。

(内部統制について)

対応中

2 指摘事項に対する措置

(手数料収入について)

| 監査対象機関名 | 豊中保健所 | |
|---|------------|--|
| 監査実施年月日 | 平成22年2月15日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| 手数料収入について、証紙収入金整理特別会計から一般会計 へ振替手続を行わなかったため、収入不足になっているものが あった。 | | 収入不足の手数料については、振替処理を行い、収入しました。 今後、手数料の納付を伴う諸申請の受付の際にはこのようなことがない よう、関係法令を遵守し、適正な事務執行に努めます。 |

(会計年度について)

| 監査対象機関名 南河内農と緑の総合事務所 | |
|--------------------------------|--|
| 監査実施年月日 平成22年3月1日及び2日 | |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| 駐車場使用料について、会計年度を誤って歳入したものがあった。 | 所属職員に対し、大阪府財務規則及び大阪府財務規則の運用の規定を踏まえ、改めて歳入事務に関する手続について周知徹底、注意喚起を図りました。 今年度から、契約方式を利用料金制に変更し、年2回(超過収入がある場合は年3回)、納付金を収入することとしました。 納付金の徴収については、調定伺書を作成の上、歳入内容を確実に審査 |

| | | できるよう改善し、納入通知書を発行することにより再発の防止に努め、今後は、このようなことのないよう適正な事務執行に努めます。 |
|------------|---------------------------------------|--|
| (決裁遅延について) | | |
| 監査対象機関名 | 北河内府税事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成22年2月26日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | 田手続において、契約期間の始期や業務出伺の起案及び決裁ができていないものが | 今回の指摘を踏まえ、職員に対し適正な事務執行を行うよう次のように 指導しました。 ・年度当初に年間の経費支出伺の起案・決裁を行う必要のある事案につい ては、リストを作成し 複数者でチェックを行い起案・決裁遅れが生じな いように努めることとしました。 ・年度途中において随時経費支出伺の起案・決裁を行う必要のある事案に ついては、上司は決裁履歴の確認を行い再発防止に努めることとしまし た。 また、会計事務に係る研修会・説明会への積極的な参加を図るととも に、会計事務担当者間での伝達研修を実施し、研修内容等の周知徹底を図 ります。 今後このようなことのないよう、地方自治法、大阪府財務規則等関係法 令を遵守し、適正な会計事務処理に努めます。 |
| (決裁遅延について) | | |
| 監査対象機関名 | 大阪府立特許情報センター | |

措置の状況

平成22年2月1日

監査の結果

監査実施年月日

委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期や業務 実施日までに経費支出伺の起案及び決裁ができていないものが あった。 起案者及び決裁関与者に対し、関係法令等に基づいて適正に処理するよう指導しました。

また、所内会議を実施し、監査結果を報告するとともに、経費支出手続等に関する留意点について、周知及び注意喚起を図りました。

今後、委託契約等については、当センター内の意思疎通及び管理監督の 徹底を図り再発防止に努めるとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務 執行に努めます。

(決裁遅延について)

| 監査対象機関名 | 商工労働部(旧大阪府立東淀川高等職業技術専門校) | |
|---------|--------------------------|---|
| 監査実施年月日 | 平成22年2月23日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | | 大阪府立東淀川高等職業技術専門校については、平成21年3月31日に閉校しました。 しかしながら、他所属における再発防止のため、再度、職員に対し周知及び注意喚起の徹底を図り、適正な会計事務の執行に努めます。 |

(決裁遅延について)

| 監査対象機関名 環境農林水産総合研究所 | | | |
|--|--|--|--|
| 監査実施年月日 平成21年12月9日から平成22年1月15日ま | 平成21年12月9日から平成22年1月15日まで | | |
| 監査の結果 | 監査の結果 措置の状況 | | |
| 物品購入の経費支出手続において、納品までに経費支出伺の起案及び決裁が行われていないものがあった。 | 物品購入の際、納品までに経費支出伺の起案、決裁が行われていなかったことについては、関係者に対して、地方自治法及び府財務規則等関係法令に基づいて適切に事務執行を行うよう指導を徹底するとともに、管理監督者に対しては、所内幹部会議(平成22年4月5日)で、注意喚起を行いました。また、併せて会計局の実施する会計事務研修を関係者は必ず受講するよう周知しました。 | | |

| 今後は、このようなことがないよう関係法令を遵守し、適正な事務執行 に努めます。 |
|--|
| |

(通勤手当の認定事務について)

| 監査対象機関名 | 八尾土木事務所 | | |
|---|---------------|---|--|
| 監査実施年月日 | 平成22年2月3日及び4日 | | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 | |
| 通勤手当の認定事務において、最寄り駅を誤ったため、同手 当が過払いとなっているものがあった。 | | 本件指摘事項に関し、再調査を行った上で、平成22年2月22日付けで通勤認定の是正を行うと共に、過払い分の返納を受けました。 今後は、通勤手当の認定について適正な事務処理に努めます。 | |

(管外旅費の支給について)

| 監査対象機関名 | 鳳土木事務所 | |
|--|-------------------------|--|
| 監査実施年月日 | 平成21年11月12日から同年12月18日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| 管外旅費の支給事務について、宿泊施設に低料金で宿泊したにもかかわらず、精算時に宿泊料を調整せず規定の金額で支給したため、過払いとなっているものがあった。 | | 過払いについては、下記のとおり、速やかに戻入の処理を行いました。 今後、このようなことがないよう、所属内に周知徹底するとともに、内 容確認を十分行い、適正な会計事務の処理に努めます。 (戻入処理) ・戻入金額 16,000円(1,600円×5泊×2名) ・戻入完了日 平成21年11月26日 |

(契約事務について)

| 監査対象機関名 | 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 |
|---------|------------------|
| 監査実施年月日 | 平成21年12月21日及び22日 |

| 監査の結果 | 措置の状況 | |
|--|--|--|
| 大阪府の補助を受けて実施している事業において、建物管理 請負契約の締結に係る事務処理について確認したところ、合理 的な理由がないにもかかわらず、経理規程に定める競争入札を 行わず、長年にわたり同一業者と随意契約を締結していた。 | 平成22年度分の契約については、入札手続を行う準備が整わなかったことから、臨時的な措置として、当協議会経営相談室専門相談員(一級建築士)の助言に基づく詳細な仕様書を作成の上、業務ごとに3社による見積合わせを行い、随意契約としました。この結果、委託金額の大幅な引き下げ(対前年度比較で約790万円の減額(約33%減))が実現しました。なお、平成23年度以降の契約については、経理規程に基づき競争入札とします。 そのため、大阪府をはじめ外部の専門家の助言を受け、当協議会として合理的な競争入札の実施方法等について検討の上、経理規程の運営細則を設けるなど適正な事務執行に努めます。 | |

(出勤簿の管理について)

| 監査対象機関名 | 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 | | |
|--|-------------------|---|--|
| 監査実施年月日 | 平成21年12月21日及び月22日 | | |
| 監査の結果 | | 措置の状況 | |
| 非常勤嘱託員の出勤簿において、勤務を要する日に押印して いない個所があるなど、適正な管理が行われていないものがあ った。 | | 非常勤嘱託員の出勤管理について、職員自らの出勤簿への押印と管理者による確認の励行について周知徹底を図りました。 今後、非常勤嘱託員の出勤簿の管理に当たっては、就業規則等の諸規程に基づき、適正な管理に努めます。 | |

3 指示事項に対する措置

(備品の購入及び管理について)

| 監査対象機関名 | 富田林土木事務所、岸和田土木事務所(都市整備部交通道路室) |
|---------|-------------------------------|
| 監査実施年月日 | 平成22年1月6日から同月27日まで |

| 監査の結果 |
|---|
| 土木事務所で購入及び管理している物品について現物確認を 行ったところ、当該物品を取り付ける車両の法定申請・検査等 との事務連携が不十分であった結果、備品導入後1年近く未使 用のまま、府民サービスに供されていないものがあったことか ら、今後は計画的かつ効率的な事務執行に努められたい。 |
| |

措置の状況

(富田林土木事務所)

公用車へのパトライトの設置については、平成21年度の車検整備に合わせ実施しました。

(「和泉800さ9734」平成22年2月18日設置済

「和泉800さ5328」平成22年3月9日設置済)

緊急自動車の指定書も交付され、現在、管内管理施設の維持管理業務に使用しています。

今後、パトライトの設置に当たっては、本課と十分な調整を行い、計画的な購入及び取付けについて十分検討し、今後このようなことのないよう、適正な事務執行に努めます。

(岸和田土木事務所)

散光式警光灯及び付属物品3組については、装着を予定していた3台の 貨物トラックに平成22年2月末までにそれぞれ装着完了し、公安委員会から平成22年3月23日付けで「緊急自動車・道路維持作業用自動車指定書」 の交付を受けました。現在、管内管理施設の維持管理業務等に使用し、府 民サービスに供しています。

今回の指示については、所内課長会議、グループ長会議において再確認 し、全職員の周知徹底を図ったところであり、今後は適正な事務執行に努 めます。

(都市整備部交通道路室)

富田林土木事務所(2台)、岸和田土木事務所(3台)の回転灯の設置 及び緊急自動車・道路維持作業用自動車指定書の受領については、平成22 年3月23日をもって全て完了したことを確認しました。

今後、回転灯設置に係る予算配当に当たっては、直ちに使用できるよう 必要な手続を行っているかを配当先に確認し、十分に調整の上、計画的な 予算配当に努めます。